

意見書案第 16 号
令和7年12月19日

長岡京市議会議長

上 村 真 造 様

発議者 天 木 みなみ

柊 彰

木 曾 拓 朗

意見書の提出について

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書（案）

刑法92条には「外国国章損壊罪」が定められており、その構成要件は、「外國に対して侮辱を加える目的」で、「その国（外国）の国旗そのほかの国章を損壊し、除去し、または汚損」することとなっている。これは、外交への悪影響を避けるために定められているが、自国の国旗等についての条文が無かったのは、当然のこととして日の丸を自ら損壊しようとする人はいないという前提に基づくものである。

しかしながら、残念なことに侮辱的な意思を持って日本国の国旗を損壊汚損する事例は存在する。「国旗及び国歌に関する法律」が制定されたのも、国家の象徴としての国旗について、我が国のみならず他国のものも尊重するようになることが期待されてのことであるが、罰則規定についても外国国旗等と同様に定めておくべき状況である。

器物損壊罪の適用で十分ではないか、あるいは表現の自由の観点から処罰規定の新設は問題であるという主張もあるが、そもそも自国の国旗を大切にできない国家が諸外国と円滑な外交関係を構築することができるとは考えられない。

よって、速やかに「日本国国章損壊の罪」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

京都府長岡市議会

宛先 参議院議長
衆議院議長